

請求誤り・取り下げ・過誤調整関連

No.	質問	回答
1	<p>国保連合会に今月請求（提出）した内容に誤りが発覚した。請求を取り下げたいが、どのようにしたら良いか。</p> <p><誤りの例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算をつけ忘れた ・生活保護の情報を入力し忘れた（又は、誤って情報を入力した）。 	<p>【CD-R、紙媒体請求事業所】</p> <p>一度国保連合会に提出した明細書については、請求のやり直し（CD-R・帳票の差し替え）を行うことはできません。</p> <p>審査月の末頃に返戻（保留）一覧表で通知された場合は、翌月以降に内容を修正した明細書を月遅れ請求してください。</p> <p>返戻（保留）一覧表で通知されなかった場合は審査が通過したということになりますので、過誤調整依頼書により、該当の保険者へ取り下げを依頼してください。</p> <p>過誤調整依頼書提出の約2、3か月後に、過誤決定通知書が事業所に送付されますので、その内容を確認後、内容を修正した明細書を月遅れ請求してください。</p> <p>【伝送（インターネット請求）事業所】</p> <p>請求受付期間（1日～10日）は、事業所側の操作で請求のやり直しが可能です。（10日を過ぎた場合、この操作はできません。）</p> <p>10日を過ぎた場合は、CD-R、紙媒体請求事業所と同様の取扱いとなります。</p>
2	生活保護受給者分の過誤調整依頼書はどこに送付するのでしょうか。	介護保険併用の方は保険者へ、被保険者番号の先頭1桁目がH（生保単独）の方は福祉事務所へ送付してください。
3	同月過誤と通常過誤の違いについて教えてください。	<p>国保連合会のホームページをご覧ください。</p> <p>介護保険事業者の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過誤・再審査 ▶ （介護）過誤調整
4	過誤となった明細書を再請求する場合は、いつ行なえばよいでしょうか。	過誤処理終了後、翌月の請求受付期間（毎月1日～10日）に月遅れ請求してください。
5	過誤処理が終了したことはどのようにして確認できますか。	国保連合会での過誤処理終了後、翌月末頃に『介護給付費過誤決定通知書』として事業所へ通知します。
6	過誤調整依頼書を保険者に提出しましたが、数か月経っても過誤決定通知書が送付されません。	過誤調整依頼書提出先の保険者にお問い合わせください。なおもご不明な場合は、国保連合会へお問い合わせください。
7	過誤調整の全体的な流れを教えてください。	<p>国保連合会のホームページをご覧ください。</p> <p>介護保険事業者の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過誤・再審査 ▶ （介護）過誤調整

請求誤り・取り下げ・過誤調整関連

No.	質問	回答
8	<p><居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）> サービス計画費（支援費）を過誤調整依頼書により取り下げた場合、再請求はどのようにすればよいか</p>	<p>サービス計画費（支援費）のみ再請求してください。給付管理票の提出は必要ありません。 (過誤調整を行っても、給付管理票は残ります。)</p>
9	<p><サービス事業所・居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）> 請求明細書、給付管理票ともに誤って決定している場合の対応を教えてください。</p>	<p>次の流れで対応してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① サービス事業所から該当保険者へ過誤調整依頼書の提出 ② ①の2、3か月後、サービス事業所へ過誤決定通知書が送付される。 ③ ②を確認後、居宅介護支援事業所が給付管理票（作成区分：修正）を提出。 ④ ③の給付管理票が返戻にならないことを確認（返戻保留一覧表で通知されないことを確認）し、サービス事業所が、修正した請求明細書を提出
10	<p>返戻保留一覧表で「保留」と通知された請求明細書について、内容に誤りがあるので取り下げたい。</p>	<p>保留：給付管理票（作成区分：新規）の提出を待っている状態。 <u>保留中の請求明細書の取り下げはできません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3か月以内に給付管理票が審査通過すれば、請求明細書も審査通過します。 → 該当保険者への過誤調整依頼書の提出（過誤処理）が必要です。 ● 3か月以内に給付管理票が審査通過しなければ、請求明細書は返戻されます。 → 内容を訂正した請求明細書を月遅れ請求してください。